— 中原有安・景安・光氏の系譜と活動を中心に —中世都市鎌倉と地下楽家中原氏[論文]

渡 邊

浩

貴

論文

世都市鎌倉と地下楽家中原氏 中原有安・ 景安・ 光氏の系譜と活動を中心に

渡 邊 浩 貴

0 年

キーワー ド

市鎌倉 地下楽家 鎌倉楽人 中原有安 中 -原景安 中 -原光氏

本稿では、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・鎌倉の両音楽のである。対象とする中原氏は、中世前期において京・大きにないます。 のである。 にその足跡を濃厚に残す地下楽家中原氏とその一族を検討対象として本稿は、中世都市鎌倉において文献・考古・美術などの様々な資料 鎌倉幕府による京都の音楽文化受容のあり方を検討するも

図

しての一定の地位を得た。②有安の養子となった景安は、非重代であ属し、かつ音楽の御師という立場を背景に、京都の音楽社会で楽人と楽人という家柄であった中原氏は、有安期に九条兼実の家政機関に所本稿で明らかとした主な点は以下の通りである。①非重代で後進の を主導する立場にまで成長を遂げるに至る

はじめに

同年、 件だったのである。 法会催行で必要とされる御神楽や舞楽を整備していくことは、 にとって、 階におい 者に多景節を補任したという。こうした事例だけでも、 方の息子好節には御教書によって「弓立・星歌」 宮寺をその中核的な受け皿として伝播し、 京都楽人」と一 [っていたことは明かであろう。 所 奏でられた。 ていくことになった。 儀では、 鎌 二九二九 倉幕府 作を相伝させるよう命じている。 頼朝は初めて鶴岡に楽所を設置し、 7 宗教儀礼に伴う種々の音楽を体現する楽人・ 源頼朝によって京・ の成立以来、 源頼朝が積極的に京都の音楽の摂取と都市鎌倉への導入を + その後、 括して呼称する) 月 例えば 中世都完 頼朝は御家人たちに好方の神楽を伝習させ、 鶴岡の焼失とその復興の結果催された鶴岡遷宮 市鎌倉には、 南都楽人 **『吾妻鏡』** 武家権門としての地歩を築く鎌倉幕 の多好方が召され、 また 左舞一 (以 下、 やがて東国社会に広く受容さ の記述をみてみると、 『鶴岡社務記録』によれ 京 · 南都 をはじめ御神楽の一 者に狛盛光を、 煩雑を避けるために の音楽が鶴岡 秘曲 舞 鎌倉幕府成立段 人等を招致 「宮人の 最重要案 建久二 右舞 八幡 曲 連 好

述した課題に関して着実な成果が積み重ねられてきた。その一 ることながら、 人・舞人に関する研究を振り返ると、 のなかにあっても、 |岡八幡宮寺に限定されていることが挙げられよう。 ところで、こうした鎌倉幕府と都市鎌倉における音楽受容、 その要因には、 『吾妻鏡』 中 国文学、 世 前期の東国史研究に通底する史料の僅少さもさ をはじめとする音楽に関する記事の大部分 とりわけ中世音楽史の分野によって、 その蓄積は決して豊富とは そうした史料的制 方、 鎌倉の いえな 文献 が、 先 楽

見出すことができない。
や鎌倉幕府の音楽受容の専論では、湯山学・豊永聡美のほか管見の限り音楽に触れた岡田清一や上横手雅敬などの研究があるものの、都市鎌倉史学側では、初期鎌倉幕府による鶴岡八幡宮寺の儀礼整備という観点で

体性の有無を炙り出すことにつながるのではないだろうか。 地方・周縁への伝播・波及という観点だけでなく、受容する側である鎌 緻に明らかにすることができるものと考える。さらに、こうした鎌倉で とが求められよう。その上で、 それならば、 書や記録類が残され、 いた多好方・好節、 析視角を提供することになろう の文化モデルの受動的な摂取という視点に止まらない、 いう二つの中世における政権都市の交流・交渉史に対して、 倉幕府の意図や事情、 した京都楽人・舞人の系譜や活動に関する基礎的な作業を積み重ねるこ 音楽受容の研究は、 すでに先学の指摘があるように、 研究蓄積の乏しい現状に鑑みるに、まずは鎌倉下向を果た 狛盛光などの楽人・舞人が招聘されているため、 そして音楽文化の受容に対する鎌倉の独自性や主 京・南都を核とする中央の規範性や文化モデルの 彼らの系譜や動向を復元することは可能であ 鎌倉の音楽受容とその展開過程をより精 鎌倉には大内楽所に所属して 新たな側面と分 単なる京都 京 ・鎌倉と る 楽

は、 譜に連なる楽人の 原氏とは、 氏とその一族を取り上げ、 った地下楽家(昇殿を許されない地下人で、重代の音楽家をさす) 確認した上で、本稿では中世都市鎌倉に多くの足跡を残す地下楽家中原 さて、以上の研究史における問題点と今後の指針を筆者なりに整理 鶴岡八幡宮寺の式年法会等での舞楽をはじめ、 院政期、 一族である。 京・南都の内裏や寺院の楽所に所属し舞楽などを司 その系譜と活動履歴を追うこととしたい。 とくに中原有安・景安の楽統をひく光氏 同宮寺舞楽院に木造 の系 中

世都市鎌倉における地下楽家中原氏の動向をより具体的かつ闡明に描きた。まずは中原有安の時期に立ち返り、地下楽家中原氏全体の動向とその楽統形成を俯瞰して論じた研究はこれまでされてこな全体の動向とその楽統形成を俯瞰して論じた研究はこれまでされてこなと楽統形成の様相を検討し、その上で、鎌倉楽人として活躍した中原光と楽統形成の様相を検討し、その上で、鎌倉楽人として活躍した中原光と楽統形成の様相を検討し、その上で、鎌倉楽人として活躍した中原氏と本統形成の様相を検討し、その上で、鎌倉楽人として活躍した中原氏と楽統形成の様相を検討し、その上で、鎌倉楽人として活躍した中原氏と楽統形成の様相を検討し、その上で、鎌倉の楽人・舞人を扱った先行研動徴証を顕著に認めることができる。鎌倉の楽人・舞人を扱った先行研動徴証を顕著に記めることができる。

を用いることとする。 的とする。なお、 同を避けるために、 倉幕府の音楽受容とその歴史的展開過程の な資料から分析し、 本稿は、 地下楽人中原有安の系譜を引く景安・光氏たちの動向 本来、 地下楽人を通してみることのできる、 行論の都合上楽人・舞人の総称として 楽人と舞人は区別されるべきだが、 一端を明らかにすることを目 都市鎌 「楽人」の 本稿では混 倉・鎌 を様 出せることとなる

鎌倉下向以前の地下楽人中原氏

-中原有安期-

(1) 鎌倉幕府成立段階の音楽受容

在来の伊豆山神社と箱根神社から舞人を援助してもらって実施していた と儀礼の整備が急ピッチで進められるも、 源頼朝が鎌倉入りした治承四年 に伝播・受容されたのは、 行研究に導かれながら確認しておこう。 まず最初に、 鎌倉幕府成立段階における音楽受容の概略について、 鶴岡八幡宮寺復興の時期である。 (一八〇) 鎌倉に京・南都の音楽が本格的 舞楽など自力で催せず、 以降、 鶴岡八幡宮寺の建設 それまでは、 東国 先

表①中世鎌倉に下向した京都楽人の動向(楽書類の記述は除く)

和曆		西暦	人物	内容	典拠史料
1	元暦1年11月6日	1184年11月6日	捻持王	鶴岡八幡宮御神楽。郢曲達者の者として京都から児童が招かれる。	『吾妻鏡』
2	建久2年10月25日	1191年10月25日	多好方	来月の鶴岡遷宮に際し、宮人曲を唱うため多好方の招致が決定。	『吾妻鏡』
3	建久2年11月19日	1191年11月19日	多好方	多好方召され、郢曲を尽くし当座で畠山重忠・梶原景季等に神楽 を伝授。	『吾妻鏡』
4	建久2年11月21日	1191年11月21日	多好方	多好方、宮人曲を唱す。	『吾妻鏡』
5	<u> </u>	1131-11/1211	多好方·景節、狛盛光	鶴岡に楽所設置し、左一者に狛盛光、右一者に多景節。	『鶴岡社務記録』
6	建久2年11月22日	1191年11月22日	多好方·好節 豊原公秀 三宅守正 助直 (備中吉備津宮助信子)	幕府の政所・公文所より餞別送文。	『吾妻鏡』
8	建久2年12月19日	1191年12月19日	多好方	神楽の秘曲伝授のため、大江久家等侍を多好方の許に遣わす。 鶴岡の伶人山城久家等十三名を多好方の秘曲を伝授させる。	『吾妻鏡』 『鶴岡八幡宮寺 社務次第』
9	建久3年3月3日	1192年3月3日	多好方	 大江久家に神楽口伝故実を伝授するよう、多好方に奉書を遣わす。	『吾妻鏡』
F	建久3年3月3日 建久4年7月18日	1193年7月18日	多好方	校蔵の宮人曲を大江久家に伝授することは、頼朝に伝授するに等しい、と好方が説得される。	『吾妻鏡』
12	建久4年10月7日	1193年10月7日	多好節	鶴岡御神楽のため、好節が京都より参着。大江久家も秘曲を習得して帰参。多好方の添状があり、本来宮人曲は譜代のみに相伝されるものだという。	『吾妻鏡』
13	建久4年11月4日	1193年11月4日	多好節	鶴岡御神楽にて、好節が宮人曲を唱す。	『吾妻鏡』
-	建久4年11月11日	1193年11月11日	多好節	神楽の褒賞として飛騨国荒木郷地頭職に補任。	『吾妻鏡』
_	建久5年3月15日	1194年3月15日		鶴岡別当法眼が京都より垂髪を呼びよせ、郢律舞曲に興じた。	『吾妻鏡』
	正治1年11月8日	1199年11月8日	多好方・好節	好方、飛騨国荒木郷を息子好節に譲与する許可を幕府に求め、 許可される。	『吾妻鏡』
17	寛喜1年9月9日	1229年9月9日	多好方	北条秦時、南条七郎・横尾左近将監・美濃澤右近二郎等へ和琴・ 神楽秘曲を伝授するよう多好方に命じる。	『吾妻鏡』
18	寛喜1年12月17日	1229年12月17日	多好方	和琴秘曲は、南条ではなく美濃澤に伝授するよう変更。	『吾妻鏡』
19	寛喜1年	1229年	中原景康・中原久康	関東下向。景康は鎌倉一者、久康も鎌倉に下向し右一者。	「楽所補任」
20	寛喜2年閏1月7日	1230年閏1月7日	多好方	好方の関東下向を止め、祗候人への伝授を求める。	『吾妻鏡』
21	嘉禎1年閏6月24日	1235年閏6月24日	多好節・多好継	鎌倉に好節を招致。好節に支障があれば、多好継を遣わすよう京 都に命じる。	『吾妻鏡』
<u> </u>	嘉禎1年8月18日	1235年8月18日	多好氏	在鎌倉の好氏、殿下の命により帰洛。両三年一度の放生会には 参仕。	『吾妻鏡』
23	嘉禎2年2月14日	1236年2月14日	多好節	北条泰時に和琴大笛を調進。	『吾妻鏡』
	嘉禎3年7月8日	1237年7月8日	中原景康	中原景康に、鶴岡御神楽のため江右近次郎久康に神楽等伝授す るよう御教書が出される。	『吾妻鏡』
_	建長5年8月14日	1253年8月14日	中原光上	鶴岡正殿遷宮にて、中原光上が宮人曲を唱す。	『吾妻鏡』
\vdash	文永2年3月4日	1265年3月4日	中原光氏	宗尊親王の舞童御覧にて、中原光氏が賀殿を奏ず。	『吾妻鏡』
27	文永3年9月29日	1266年9月29日	従五位下行左近衛将監中原朝臣光氏	鶴岡舞楽院に木造弁才坐像を奉納。	鶴岡八幡宮所蔵
28			【左方】鉦鼓: 左近府生狛光永 太鼓: 內會人中原光綱、笛: 右近衛志狛近直、 宮内丞大神泰景、篳篥: 狛光頼、笙: 豊原公氏、 豊原季秀、楷鼓: 狛貞久、鞨鼓: 狛光益 【右方】鉦鼓: 中原光方、 太鼓: 左衛門尉紀資継、 笛: 紀康□中務丞歟、 篳篥: 狛光濱、笙: 中原忠光、 右近将監光公、 三鼓: 左衛門尉盛朝、左兵衛尉光世	鶴岡遷宮の楽人。	
30	弘安4年4月29日	1281年4月29日	【左舞】左近将監重近、左近将監祐光、右 兵衛尉時高、左近将監光上、兵衛尉光上、 左近大夫将監光氏 【右舞】藤原久藤、左衛門尉近家、左兵衛 尉季員、右衛門志久方、左衛門尉忠氏、左 近将監資康、右近将監久光	鶴岡遷宮の舞人。光氏・久光等が一曲を奏ず。	「弘安四年鶴岡 八幡遷宮記」
32			[左] 万歳梁:光武·光上·祐光·重近、散手: 光氏、陵王:光上 [右] 地久:久光·久方·近家·久藤、黄德: 久光、納蘇利:忠氏·近家	上宮での奏舞。	
34			【本方】藤原孝経(和琴)、右近将監久光(拍子)、左衛門尉盛朝(笛)、中務丞光智(笛)、右近将監盛光(付歌)、右衛門志久方(付歌)、惟宗資光(付歌)、 【末方】左近大夫将監光氏(加陪從)、左近将監光上(人長)、右兵衛尉時葛(篳篥)、右近将監時久(拍子)、左衛門尉資継(篳篥)、	御神楽。	
1		1	惟宗泰忠(付歌)、惟宗長氏(付歌)		
36	弘安9年3月28日	1286年3月28日	中原光氏	大山寺舞楽曼荼羅供に際し、当時の作法は御流式で真言院憲静	金沢文庫古文書
	弘安9年3月28日 正応3年9月5日	1286年3月28日 1290年9月5日	中原光氏	大山寺舞楽曼茶羅供に際し、当時の作法は御流式で真言院憲静 上人が中原光氏たちに相談して記録。 神武寺弥勒菩薩坐像銘文に「大唐高麗舞師/本朝神楽博士」の 光氏の名前が刻印。光氏の供養目的として造像。	金沢文庫古文書 288函48 神武寺所蔵

^{※「}弘安四年鶴岡八幡遷宮記」記載の楽人についてはすべて取り上げた。個々の楽人の系譜関係の解明は今後の検討課題である。

その後、 右舞の 文化の摂取という目的も伴うものだったと推察されよう(ユン 九三 を目の当たりにしている。 わたる上洛では石清水八幡宮などに参詣し、 建久元年(後白河院への謁見)・建久六年(東大寺大仏供養) を鶴岡の供僧や御家人の門弟・子息に移らせた(『吾妻鏡』)。この背景 た頼朝はこの年に初めて鶴岡に楽所を設置し、左舞の一者に狛盛光を、 状況であった(『吾妻鏡』)。しかし、こうした状況は建久二年 一)三月の鶴岡焼失とその復興により一変する。 頼朝により京都楽人の多好方が召されて秘曲 には舞殿を建立し、 復興事業のなかで進展し、同年十一月に催された鶴岡遷宮の儀で 同時期に進行した頼朝による東大寺復興があったと考えられる。 一者に多景節を補任し 頼朝は御家人たちに好方の神楽を伝習させた(『吾妻鏡』 従来伊豆山・箱根の児童で実施していた童舞 頼朝の上洛は政治的目的だけではなく、 (『鶴岡社務記録』)、また建久三年 京・南都中央の法会・舞楽 同宮の法会・舞楽の整 「宮人の曲」が奏され、 の 一度に 中央 ま 九

0)

を探るまえに、 下楽人を擁する楽家で、 の鎌倉に招かれた楽人は、 下向した京都楽人の動向 どのような楽人が鎌倉に下向してきたのであろうか。表①「中世鎌倉に のような契機で中原氏は都市鎌倉に下向することとなるのか。 る楽家中原氏たちの名を確認することはできないことである。では、 れていることに気付く。 ここで注目したいのは、 京都で活動する楽人の家の系譜をまとめた「楽家系図」による 鎌倉幕府成立段階において京都の音楽受容が進められるなか、 まずは中原氏の系譜関係と諸活動を検討することから始 当時の内裏楽所ですでに活躍していた楽人であ 彼らは古代以来の系譜をひき、 その殆どが多氏や狛氏・豊原氏などで占めら (以下表①) をみると、 鎌倉前期の期間において、本稿で取り上げ 元暦〜寛喜年間まで かつ大多数の地 その理 ど 山

> كر<u>1</u>8 その祖は有安という人物である。

2 非重代の楽人中

動履歴については石田百合子・相馬万里子に詳しく、 の系譜とその活動を辿ることとしよう。 る言談筆録集の『胡琴教録』については、森下要治・今村みゑ子等がそ(ロ) 編者に関する考察を進めている。先学の成果を踏まえつつ、 楽人中原有安は、これまで京都での活躍がよく知られており、 有安の琵琶に関 中原有安 そのこ す

聞(30))。 褒真抄』)。このような音楽芸能に長けた有安は、とりわけ二条天皇、 房 であったことが窺え てその名が知れ渡るだけでなく、 みえる (『胡琴教録』)。 も裏付けることができ、その他、 してみると、『文机談』『胡琴教録』によれば、 した楽書類から、 名抄』など多数) 有安は楽書など様々な音楽説話 を勤めた人物であること以外はその系譜関係・活動履歴は不明である(3) (『千載和歌集』への入集や、 筝、 『頼澄より大原声明を伝えられ、 師資相承の系譜関係は、 中原有安は 大原尾張殿から秘曲伝授に預かるほどの人物であったという。 (3) 西流に属す藤原博業・重通、 有安は二条天皇のもとに祗候するなど琵琶の名手として著名 「内蔵助中原頼盛」の息子であるが、この頼盛は阿波国司 彼がいかなる楽統を継承した楽人であったのかを確 に登場し、楽人としての技能の高さが語られる。 (『胡琴教録』)、さらに、大原上人良忍の弟子堯運 有安は十二世紀後半の時期にはすでに楽人とし 『教訓抄』 ション 信西邸で催された歌会での逸話 藤原信西からの琵琶の秘曲伝授などが (前述の 歌人としての活躍も史料上確認できる 良忍自筆の譜を伝得している そして桂流に属す源信綱の琵琶を習 「奏筝相承血脈」 (28) 『胡琴教録』や『文机談』 戸部氏の笛や若御前尼流 「琵琶血 (『古今著 そ

0)

0)

九一) 頃の成立とされる「後白河院北面歴名 と人的ネットワークがあったと考えられる。(氮) や血脈関係などを構築していた有安個人の活動 景には、すでに楽人として有力者への音楽教授 は舞楽の蘇合で太鼓を担当している。 では、 方・天台座主顕真などと様々である。 だけでも、 ②にみえる、有安と関わる人物関係を抽出する もたらし、平清盛との交渉を媒介していた。 である有安は、 実・良通の琵琶の御師という立場であった。 安は九条兼実の侍所に属する侍であり、 基づきつつ、 向を留めることとなるが、 師としての活動が顕著であり、諸記録にその動 た、文治五年 おける情報通として、兼実に種々の政治情報を なかで出世を果たしていく。 たことで、有安は楽人として京都の音楽社会の して九条兼実・鴨長明(『無名抄』)の琵琶の った有安が東遊で和琴を弾じ、 万灯会・一切経会を催行した時に、飛騨前司だ (一一七七) 十一月の 表②「中原有安の活動履歴」(以下表②) 安芸厳島社にて平清盛以下の平家一 後白河院·平清盛·楽所楽人多好 中原有安の動向をみるに、 (一一八九) 表②にあるように当時の京都 「伊都伎島千僧供養日記 なかでも兼実に仕 から建久二年 一切経会当日に かかる背 治承元年 まず有 かつ兼 門 表 に

表②中原有安の活動履歴

和曆		西暦	内容 (概略)	典拠史料
1	応保1年12月10日	1161年12月10日	御遊にて民部丞有保が琵琶を奏ず。	『山槐記』
2	承安1年1月3日	1172年1月3日	兼実、窃かに玄象を見たところ、絃柱がなかったため、 民部大夫有安 に命じて絃を懸け柱を付けさせる。	『玉葉』
3	承安2年1月27日	1173年1月27日	兼実、中原有安(民部大夫五位)を飛騨国司へと改補する。	『玉葉』
4	安元2年2月21日	1176年2月21日	兼実、今朝飛騨守有安の懸けた絃が青海波を奏じた後に切れた。	『玉葉』
5	安元2年11月24日	1176年11月24日	兼実、有安を通じて平清盛に兵仗辞退を伝える。	『玉葉』
6	安元2年11月25日	1176年11月25日	有安、兼実に平清盛の福原出立の中止を伝える。	『玉葉』
7	治承1年2月2日	1177年2月2日	有安、平清盛の返答を兼実に伝える。	『玉葉』
8	治承1年6月15日	1177年6月15日	有安、法性寺座主の事を平清盛に伝える。	『玉葉』
9	治承1年11月	1177年11月	飛騨前司有保、安芸厳島社の万灯会・一切経会で和琴・太鼓を演奏する。	「伊都伎島千僧供養日記」
10	治承2年8月3日	1178年8月3日	有安、藤原邦綱からの伝達事項を兼実に報告する。	『玉葉』
11	治承3年1月19日	1179年1月19日	有安、除目にて従五位上に叙される。	『玉葉』『山槐記』
12	治承3年9月5日	1179年9月5日	有安、白川准后の薨去を兼実に伝える。	『玉葉』
13	治承3年12月17日	1179年12月17日	有安、兼実に伝達することあり。	『玉葉』
14	治承3年12月26日	1179年12月26日	有安、兼実に伝達することあり。	『玉葉』
15	治承3月12月29日	1179年12月29日	有安、兼実と談ずることあり。	『玉葉』
16	治承4年1月22日	1180年1月22日	有安、藤原定能の参朝決定を兼実に伝える。	『玉葉』
17	治承4年3月16日	1180年3月16日	有安 、件の事柄につき重ねて固辞の意志を兼実に示す。その後、福原に 下向する。	『玉葉』
18	治承4年12月19日	1180年12月19日	有安 、源仲綱が討たれたことについて、平等院内で自害した三人のうちの一人であるとの見解を兼実に示す。	『玉葉』
19	養和1年閏2月1日	1181年閏2月1日	有安、平清盛の病状が手の施しのないこと等を兼実に伝える。	『玉葉』
20	寿永1年11月17日	1182年11月17日	有安 、兼実亭にて息子良通の笛を教える。また吉田祭の願文の草案を彼に託して藤原忠親の許へ遣わす。	『玉葉』
21	寿永2年6月5日	1183年6月5日	前飛騨守有安、官軍敗亡の詳細を兼実に語る。	『玉葉』
22	元暦1年8月22日	1184年8月22日	大嘗会の所々の預・絵師雑工が定められ、主基方の斎場所に「 散位中原 朝臣有安 」の名が見える。	『山槐記』
23	文治1年11月14日	1185年11月14日	有安 、後白河院が基通へ使者を遣わして、頼朝の要求を飲んで兼実を摂政とするため、基通へ辞職を要求したことを兼実に伝える。	『玉葉』
24	文治1年11月18日	1185年11月18日	有安、舞人多近久からの情報として、藤原基房が高階泰経と語らい謀議を廻らせていたことを兼実に伝える。	『玉葉』
25	文治1年12月13日	1185年12月13日	有安、兼実に伝達することあり。	『玉葉』
26	文治2年6月8日	1186年6月8日	前飛騨守有安、同年六月七日の夢記を兼実に献じる。	『玉葉』
27	建久2年3月3日	1191年3月3日	若宮八幡宮歌合に「前飛騨守従五位上中原朝臣有安」とあり。	『若宮社歌合』
	建久2年4月10日	1191年4月10日	有安、兼実亭に方磬を持参し、少々打つ。	『玉葉』
29	建久2年4月13日	1191年4月13日	大炊御門亭での中宮の童舞にて、有安が方磬を打つ。また太鼓も打つ。	『玉葉』
30	建久2年5月17日	1191年5月17日	有安 、天台座主顕真の大原入りを兼実に伝える。顕真とは「甚深知音」 の関係にあった。	『玉葉』
31	建久5年2月27日	1194年2月27日	楽所預に 筑前守中原有安 を補す。 ただし有安の補任に際しては、侍身分であり五位の人物の先例はないため、他の舞人・楽人より難色あり。ただし、多好方は兼実に召されて非欝を申す。兼実からは、器量によって補任せよとの見解が示される。	『玉葉』
32	建久5年3月16日	1194年3月16日	中宮の大原野社への行啓試楽。楽所預中原有安は太鼓を奏ず。	『玉葉』
	建久6年	1195年	東大寺供養にて、小部清景の笛は 有康 の相伝によるものとする。また太 鼓は「 筑前守有廉 」が打ったとするが、或説では尾張包助が打ち、拍子 を 有康 が教えたとする。	『教訓抄』

※内容(概略)での中原有安の記載は各史料表記に準拠した。ただし本論では混乱を避けるためすべて「有安」に統一した。

る。

警護を担った武士として編成されていたことも判明する。には、後白河院の下北面の中に中原有安の名を見出すことができ、院.

九条忠通によって退けられているのである。(ミロ) ちうたいには候はす、仰云、しからははゝかりありとて、(重 代) 忠通に伝えた際、「くたんのおとこは重代のさいくか、 修理をめぐり、 関わらず、彼への評価に影響を与える。例えば、琵琶の名器 ではなかった。こうした家柄の違いは、 有安の楽人としての琵琶の修理所見が、彼が重代ではないという理由 さて、 そもそも多氏や狛氏のように楽人を輩出する重代の楽家という家柄 よてかさねて御さたなし」 中原有安は楽人であるものの、 有安が修理するよう兼実に勧め、 (『胡琴教録』 有安個人の楽人としての技能に 「楽家系図」からも分かるよう 下 「比巴宝物名」) 兼実が有安の見解を父 御はからいな 答申給 「御前」 とあり、 云 σ

九四)に後鳥羽天皇の楽所が設置されると楽所預に補任されることになところが、有安は非重代の楽人であるにも関わらず、建久五年(一一

廿七日、紀.此日、当今御時始所被置楽所也、「被置薬所事、」「本置薬所事、」「玉葉」建久五年(一一九四)二月二十七日条

蔵人右衛門尉橘成広、別当、蔵人頭左近中将藤原兼宗朝臣、

預、 筑前守中原有安、

> 事実、 中央楽人としての上昇は、 拠るところが大きかったと考えられよう。 侍所という家政機関に属し、かつ琵琶の御師であるという有安の立場に としてその活動を史料上確認することはできなくなるのである(※) 任された筑前守は源泰宗へと移り、 能の実力だけではなく、 教録』では、有安への絶大な信頼が記される。非重代の楽人中原有安 の伝習を受けた以外は、その殆どの音楽は有安から学び、 人としての実力を考慮して推挙されたものだった。これは、 れた。【史料A】によれば、 多好方を召喚して彼の見解を問うたところ、 て、 この人選に対し、五位で侍である有安が楽所預になる先例はないとし 他の楽人たちから異論が出されたという。 九条兼実が関白を罷免される建久七(一一九六) 九条兼実のバックアップを考慮すべきである。 笛・筝・琵琶の技能に優れた彼個人の音楽芸 兼実による有安の楽所預補任は、 以後有安は楽所預として、 兼実は、 欝念はないとの回答が得 兼実は重代の楽家である 姉皇嘉門院より胡 年頃、 『玉葉』 九条兼実 また楽人 有安の楽 有安が叙 胡胡 曲

地下楽人中原氏の一族

(1) 二系統の中原氏

が異なる。以下楽人中原氏の系譜関係を瞥見してみることとする。だが、有安を起点とする非重代の後進地下楽人中原氏の場合は少し事情だが、有安を起点とする非重代の後進地下楽人中原氏の場合は少し事情にとされ、楽人の家において、秘事口伝や家譜・日記等の文書類、楽器・低氏の地下楽家における「家」や楽統は少なくとも院政期頃に成立し

の有安には、彼の楽統を継承した景安・光氏らのほかに宗安・盛安の息とする系統と、俊元を祖とする系統の二つが存在していた。「楽家系図」「楽家系図」の楽家中原氏の系統をみるに、前章で検討した有安を祖

九 初めて内裏楽所に補任された承元四年 氏―茂光―茂兼まで続くことになる。俊元流についても、(纟) ては、 家として存続したことが分かる 子がおり、 よりはじまる篳篥の楽統をひいており、 に新興の楽人であった。 茂政と京都楽人として活動し、 の注記に「非重代」とあることから 系図「地下楽家中原氏関係系図」 景安 —光氏--光上と続く系統が関東に下向し、 (地下楽家中原氏全体の系譜関係につい 「楽所系図」に従えば、 (一二一〇)・寛喜元年 を参照)。 「楽家系図」では、 (『楽所補任』)、有安流と同 俊元の系統は、 俊元・近茂が 茂政以後は茂 有安系統が楽 近茂--定茂 近茂

中原有安の息子たち

ている。 が 景安-安・盛安の息子がおり、 あった訳ではなく、 再び、 -光氏 有安流の動向に戻り系図を参照すると、 ―光上と続いていく。この景安は、 彼の音楽技術を有安に高く評価されて養子となっ 「楽家系図」では、景安が有安の楽統を継承し、 有安ともともと血縁関係 有安の子には景安・ 宗

(史料B) **『文机談』** 巻第三「景安事

けり、 きける、 を、 などせさせけれども、 つたへけり、 んなどかたらひ、ぐしてのぼりて弟子にして、 中志景安といひし楽人は、もと吉備津宮の神官のこにて侍りける 事のゑんありて有安かの社に参詣の時、 いきざしのあしからずきこえければ、 よき伶人にてありければ、 さしたる俸禄もなし、 楽所に申しいれて多年すし(゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ 笛もうち物もよく さてのみとしををくり いまだ小冠にて笛をふ よびよせて、こにせ

【史料B】によると、

中原有安は吉備津宮の神官の子であった景安と 地 中原氏 狛氏 中原氏 多氏 下楽家中 俊元 筑前守 光真 有安 :-: 補楽所預 後鳥羽院御宇 姕 ----近茂 近真 景節 原 寛喜二年兼左方一者為右舞人一者 宗縣安潔 盛安 於中御門京極被殺了 後鳥羽院御宇北面所司順徳院御宇楽所寄人 左近将監 氏 関係系図 従五下 従五下 **-**久忠(忠久) 有茂克 定茂— - 茂政— 土御門院武者所 六条宮侍 -- 頼安 ———— 内舎人 出家 人安 光氏上 真葛 光葛 光継 貞安 出家法名証定 茂氏 住関東 従五下 茂光— 頼出景 光上 茂兼 光主 光世 ·時上 行 元康上 (凡例) ||宣上 『楽家系図』をベースとし、中原氏の注記も 同系図のものに拠った。 --- は擬制的親子関係・師弟関係を示す。 は『楽所系図』の記載に拠った。

地下楽家中原氏関係系図

ていなかった。 非重代の楽人である有安は、この当時地下楽家としての家の条件を備えることとなり、楽所楽人として出仕することができたのである。実際、ることとなり、楽所楽人として出仕することができたのである。実際、は果、楽人の家に生まれなかった景安は有安の楽人としての系譜に連な出会い、子供ながらに優れた笛の才能を評価し、彼と養子関係を結ぶ。

月記()。 るため、 ると、 図の 割註 れ詠出されており、 たと考えられる。 際、 五日 端、 は、 彼の息子に貞安を認めることができる。この宗安 るように、 後鳥羽院歌壇でも 面で担当している。 盛安を系図に見出すことができる。 (『明月記』 が横笛を奏ずるも、 さて、 大内花見で催された詩歌管弦の会では、 条) 民部大夫宗安於内北面作籤」 割註に が 於和歌所可着到之由相議事、 宗安については今村みゑ子の研究に詳しく、、(⑷ 楽家系図 と、 中原有安について中原氏の家という観点に立てば、 しかし、 「楽家系図」 彼は大内楽所の楽人というよりもあくまで楽所の職員であっ 建仁三年 和歌所での着到の名簿設置に伴い、 「順徳院御宇楽所寄人」「後鳥羽院御宇北面所司」 また、 楽人としての活動徴証は管見の限り確認できない。 父子共に歌人としての活動が知られる 「和歌所影供歌合」などで度々詠出されている で付され、 宗安は父有安と同様に北面の武士として活動して の記載内容を裏付ける。 月 同席していた宗安が演奏した様子はみられな 宗安とその息子貞安は 一十四日条)。 以後の系譜関係は未詳だが、 (『明月記』 達天廳忽被置之、 盛安は 「楽家系図」 「於中御門京極被殺了」 建仁元年 中原有安の弟子である鴨長 また和歌所の寄人となり、 月 その籤札の作成を内北 -貞安の系統に着目す 詣和歌集』 に 後鳥羽院政期に宗安 清範書寄人名於其 (- 1 - 0 - 1) 「楽所寄人」 息子に宗安 宗安は同系 にそれぞ とあり、 八月 との とあ ()明 実

指摘にあるように、景安では

A

いるに、

「筑民部」

は、

今村

こうした

一族内の官職履歴に鑑

衛

旃

の官職に叙任されている。

た景安は、

「楽家系図

「中原景安の活動履歴」

(以下表 ③

をみると、

左近将監など近

るいた

一方、

有安の楽統を継承

たことが先の史料より判明す

安流の楽書 少 歌奈比て、 七郎入道は 追注、 輔 また今村の指摘によると、 一絃巳上三寸よりこれを 筑民部云、 一寸半よりひく、 一絃より上三寸に麻 『胡琴教録』にある 故筑州語云、 「故筑 桂 有

るという。 州 ŧ 移っており、 5 子宗安に伝えられた可能性があ ŋ 中 ひく」の追記について、 のの、 の叙任は史料上確認できな 楽書 民部大夫・飛騨守・筑前守と ·原宗安に比定でき、これによ は中原有安、「筑民部」 『胡琴教録』 民部大夫に叙任され 有安の官職は表①か 息子宗安も筑前守 は、 度息 は

表③中原景安の活動履歴								
和	 替	西曆	人名	内容 (概略)	典拠史料			
1	元久2年11月29日	1205年11月29日	中原景安	京官除目にて、右兵尉中原景康〈東大寺戒壇〉とあり。	『明月記』			
2	建暦2年12月10日	1212年12月10日	中原景安	除目にて、中原景康が右近将曹に任じられる。	『楽所補任』			
3	建保3年2月17日	1215年2月17日	(中原) 景安	石清水八幡宮臨時御神楽にて、近衛召人の景康が篳篥を奏ず。	『石清水八幡宮記録』			
4	建保4年12月14日	1216年12月14日	中原俊元	除目にて、中原俊元が日向介に任じられる。非重代。	『楽所補任』			
5	貞応2年	1223年	中原景安 中原俊元	楽所に補任。	『楽所補任』			
6	貞応3年11月3日	1224年11月3日	中原景安	平野社参詣に左衛門尉中原景康が供奉。	『神祇官年中行事』			
7	嘉禄1年	1225年	中原景安	関東下向。鎌倉一者となり、後に左近将監に任じられる。	『楽所補任』			
8	新你1午		中原久安	景康二男。関東下向。右一者。右衛門少尉に任じられる。				
9	寛喜1年	1229年	中原近茂	右衛門志に任じられる。非重代。日向介俊光甥か。	『楽所補任』			
10	寛喜2年	1230年	中原俊元	4月10日逝去。	『楽所補任』			
11	嘉禎3年12月25日	1237年12月25日	中原景安	法印権大僧都慈源の吉水坊での御修法で、御衣使として左近将監督庫が参加	『門葉記』			

※煩雑を避けるため、中原景安の実名は「景安」で表記統一し、内容(概略)では史料表記に準拠した。 また景安に関連して、俊元流中原氏の記事も掲げている。

く宗安の可能性が高いと考えられよう。

安流中原氏は、 形成していく一族であったのである。以上から判断するに、鎌倉期の有 は、 族であり、 は、 継承されていったことが窺える。いずれにせよ、中原有安の息子の系譜 の奥書に「以左近大夫将監中原光氏之秘本令書写之、秘書之間、 ていることは、有安の秘事口伝や家記等の継承・作成の際に、何らかの それゆえ、楽書 安の系統で行われたと考えられ、宗安は嫡流であったと判断できよう。 同様に北面の武士として院中警固を担い、 人有憚」とあることから、 かたちで嫡子の宗安が関わった証左と判断される。だが、『胡琴教録 たことになろう。 かかる今村の研究を踏まえるならば、 有安の地下楽人としての楽統を継承し、後に地下楽家としての家を 嫡流の宗安―貞安の系統が中原氏の家の継承をして在京し続けた一 一方、有安の養子となった景安を起点とする光氏以降の系統 嫡流系統と楽家を形成する系統の大きく二つに分かれて 『胡琴教録』に有安の言説が宗安の語りにより追記され 最終的には景安―光氏の楽人の系統に本書が 中原氏の家の継承は、 かつ民部大夫の官職に就く宗 父有安と 荒凉之

Ξ 地下楽人中原氏と鎌倉幕府

中原景安期

$\widehat{\underline{1}}$ 中原景安の鎌倉下向

けり」とあるように、楽人としての景安の栄達は決して順調ではなかっ まれて有安の養子となり楽所楽人として多年出仕を果たしていた。 追うこととする。前章でみたように、景安はその楽人として才能を見込 本章では、有安の楽統を継承し地下楽人となった景安の系統の動向を 先の【史料B】でも「さしたる俸禄もなし、 さてのみとしををくり

> 鎌倉へ下る中原景安との離別の場面で、楽人景安の困窮と鎌倉下向の理 たようである。 [が述べられている。やや長文であるが該当記事を全て掲載する 左に掲げる史料は、 楽人として親交のあった藤原孝時

由

【史料C】『文机談』巻第三「景安事」「景安孝時問答事」(傍線筆者

以下同)

ものらず るべし、 たれならんとあやしくて、くるまをとゞめてみれば、 申すべき事のありてまかりけるに、三条ひんがしの問うゐんのへむ かみしもにゑぼしをし入れたる人也、よく~~みればこの中内志な 人をいだして、御車に申すべき事侍り、しばらく、といふ物あり に、但馬守源家長といひし笛吹の宿所のそばなるさじきのうちより 或る時孝時入道、 なに事ならんとうしろの簾をかゝげて、これへ、といへど 師季三位ときこえし筝ひきのもとへ、たいめ 白きひたゝれ

ば まつる事、 ふかし、 らねども、 えていなんとおもひ侍る也 わへなければ、 に清濁の臣もまれなれば、 にのこれるその仁はんべらず、 よりもはなはだし、 たち候、 御宿所へわざとおもひたち侍りつるに、いまこれにてみあひたて この旧好をみるごとに、 その賞労をたのむにはあらざれども、 いとまをこひたてまつらずしてくつばみをひんがしにめぐ としごろ物申し合せ候ひし有安も身まかり候ひきに、 かの堺を聞くに、 宿執あはれにおぼえ候、 又一日の适命もともはかりがたし、 くちたる縄をして六馬をつなぐたのみ、 道を賞翫する人もなし、 なみだ千行としてとゞまる時なし、 めぐみ柳下にゑて、ととのふるに子貢 さしてそのよしみを通ずべき親昵は侍 家は荊蕀にとぢて絃は伯牙に絶えた 明暁すでに東国のかたへおもひ たゞさそふ水にもねをた 身に 驍勇の藝なける 事のたく 世

垂の袖をおほふ、 らさん事、 能々あいだんじて涙々わかれ侍りにき 事狂瞽に似たれども心慇懃なれば、 ふかくこゝろにかゝり侍りつるに、 道路に駕をまげて後会をちぎる事、 更に黙止すべきにあらず、 といひもあへず、 かつは率爾た 白

料B】)、家を継続させていくことは非常に困難であったのであろう。 くら養子となって優れた楽人有安の家を継承することができても(【史 牙に絶えたり」とあり、 候ひきに、あとにのこれるその仁はんべらず、家は荊蕀にとぢて絃は伯 【史料C】 傍線部①には、「としごろ物申し合せ候ひし有安も身まかり 侍るなる父とぞ申されし、 座の営にほこりけるためし、 時 てたがへになきわらひなどしてやみにき、 ゆゝしくありつきてさいせんにきたりて、 Ō 後なか 年ばかりをへだてゝ孝時関東に参りたる事侍りし 有安死後の景安の困窮ぶりが記されている。 いみじかりける物の上手也 かくやとおぼえ侍りき、 「こへによかりし清近・清兼なと 正道が高麗にいたりて八 古郷の物語など申し いま光氏とて 例 £ \$

0)

の置かれた現状を語ったものなのである それはだいぶ見劣りし、 先の傍線部①でみた彼の言葉は、 まさに 自

0

照)。 くに、 将監」とあり、 府の意向がその背景にあったことになる。さらに『楽所補任』 寛喜二年(一二三〇)に「左方一者」となった旨が記される(系図 代弟子子貢が登用によって栄達したことに擬え、当地の人材登用の隆盛 鎌倉から誘われ、新天地へと旅立つ景安の心境が吐露されており興味 たことは確実であると判断される。 なったことが記されている。嘉禄年間に景安・息子久安が鎌倉に下向 と嘉禄二年 (一二二六) 6 1 ひ侍る也、 有様が描かれている。 また【史料C】傍線部②「たゞさそふ水にもねをたえてい 当時の鎌倉について、古代中国において魯国の賢人柳下恵や孔子十 「楽家系図」 めぐみ柳下にゑて、ととのふるに子貢よりもはなはだし」には さしてそのよしみを通ずべき親昵は侍らねども、 また景安二男の久安も同年に関東へ下向し の注記には、景安は「下向関東、 の注記を信じるならば、 実際に景安の鎌倉下向は、 に関東へ召し下されて「右舞人一者」となり 景安の鎌倉下向には、 為鎌倉一者、 「楽家系図 右一 かの堺を聞 なんとおも の嘉禄 後任左近 による 者 鎌倉幕

の楽人としての、 郷の物語など申してたがへになきわらひなどしてやみにき、 た橘正通の例に擬え、景安の鎌倉での栄達ぶりを記すのである。 安のことが述べられる。 にいたりて八座の営にほこりけるためし、 【史料C】傍線部③には、 楽家系図 その後、 鎌倉で藤原孝時が景安と再開を果たした時のことを記した 『楽所補任』 高橋秀樹が指摘するところの「名誉と面目」を積んで にある かつて異国の高麗に渡り参議まで昇進し栄達 「ゆゝしくありつきてさいせんにきたりて、 「右舞人一 者 かくやとおぼえ侍りき」 Þ 「鎌倉一者」 正道が高 という彼 と景 古

その名が登場する。だが、

『絲竹口伝』

に、

五常楽急の秘事が説かれる際に笛の奏者として

やはり父有安の活動履歴と比較すると、

景安

宮臨時御神楽では篳篥を奏でており、また楽書においては

おける楽人景安の活動は史料上確認できる。

表③を見ると、

『吉野吉水院 石清水八幡 在京段階に

勿論、

面目

た。

高橋秀樹が指摘するように、

楽家として家を継続させていくには、

うせにしのち、たゝ大神の氏はかり、 えば笛の楽人として著名な戸部氏は、

せいおほくなりて、こへには、

政

年

人のこりたんめり」(『新夜鶴抄』)

と、

名声を得ていた清近

· 清

単なる楽人の家の継承だけではなく、ハレの場での奏楽による「名誉や

を積み重ねていくことが重要だったのである。(雲)

が没すると、戸部氏は政氏一人しか残っていないほどの困窮ぶりであっ

久忠 築いたのである る。 55 0) 推察される。また表①にて、景安が鶴岡伶人に御神楽伝授を行っている 多久忠との擬制的親子関係を通じてその楽統を継承したことがあったと 家であることを勘案すると、 が伝えられた経緯は未詳ではあるものの、楽家多氏が本来右舞を伝える 階ですでに関東に下向しており、建久九年 安が多久忠を養子としたと理解する。しかし、多景節の子久忠は頼朝段(፡፡) の記載について湯山学は「将監中原景康の養子となす」と読み下し、 未詳)。本注記は、景安がすでに楽人として活躍する多久忠の養子にな よりもずっと早くから鎌倉で活動する楽人である(ただし定住したかは きたことがその背景にあろう。また、「多氏系図」には、多景節の ったと解釈すべきである。 た楽人で(「多氏系図」)、表③での景安の活動履歴と比較するに、 は、 景安は新天地の鎌倉で楽人として成功し、 (「忠久」とも)の注記部分に「為養子将監中原景康」とある。 御神楽相承の家柄である多氏の楽統を継承したためと考えられ それゆえ、「左方一者」とあって景安に左舞 景安が「右舞一者」となった理由として、(呉) (一一九八) には星川を賜っ 鎌倉楽人としての地位を 景安 息子 Z 景

(2)鎌倉幕府における音楽受容の変化

安が鎌倉下向を果たした時期に変化が生じている。 家の継承に困難をきたしていた中原景安を鎌倉楽人として受容したの あろうか。そこには、 それではなぜ鎌倉幕府は、 鎌倉に下向した京都楽人たちの動向を見てみると、 都市鎌倉の変化がその要因にあったと考えられる。 源頼朝以来続けられてきた幕府の音楽受容政策と、 京都楽人として「名誉や面目」 中原景安・久 再び表①を参 を積めず、

すでに述べたように、 鎌倉幕府成立期、 源頼朝は鶴岡八幡宮寺の遷宮

> やや時代を隔てた北条泰時の段階にも同様に認めることができる。 で多好方を鎌倉に招致し、好方の帰洛後も鶴岡伶人等を上洛させて神楽 『吾妻鏡』の該当記事を掲げよう。 条、 秘曲伝受をさせた(『吾妻鏡』 建久四年十月七日条など)。こうした頼朝の音楽受容の方法は 建久二年十月二十五日条・十二月十九

日

0)

神楽秘曲之由、 弥平太三郎等、 九日癸酉、 【史料D】『吾妻鏡』寛喜元年(一二二九)九月九日 武州以南条七郎次郎・横尾左近将監・美濃澤右近一 所被仰右近将監多好方之許也 被差遣京都、 是於南条者授和琴、 至其外三人者可 郎

和琴秘曲、 書於好方、 七日庚寅、 【史料E】 『吾妻鏡』 止下向儀、 武州以祗候人等、去年差遣京都、 而好方近日可参向関東之由、 寛喜二年 閑可授彼曲之旨被載之云々 (一二三〇) 閏正月七日条 有其聞、 対多好方、 仍今日重而被遣 令習神楽并

云々、 役不指合者可参向、 廿四日乙卯、 【史料F】『吾妻鏡』嘉禎元年(一二三五)閏六月二 為来八月鶴岡放生会舞楽、 若又有障者、 可差多好継之由、 被召右近将監多好節、 二十四 今日被仰 [日条 京都 但

云々、 好氏、 間 十八日戊申、 【史料G】『吾妻鏡』嘉禎元年(一二三五)八月十八日 所被差進也、 画 年一 舞人多好氏在鎌倉之処、 度、 則将軍染御自筆、(藤原賴経) 放生会之時可参仕之由、 令申御請文給、 可令帰洛之旨、 以木工権頭被仰含好氏 又御馬一 自殿下被申之 一疋龍賜

泰時の音楽受容の方法については、 を上洛させて多好方に和琴と神楽秘曲の伝受を依頼する 寛喜元年 (一二二九)、北条泰時は被官人の南条・横尾 中本真人が、源頼朝の先例に准じた ・美濃澤氏等 (【史料D】)。

から、 執権北条泰時段階まで幕府がそこまで音楽受容政策に積極的ではなか 幕府の情報の齟齬が要因として考えられよう 幡宮寺での放生会や臨時御神楽等の都度、 料D・E・F】)、実際に鎌倉に下向してきた楽人が多好節・好氏であっ た可能性もあろう)。 有していなかった、というのが実態だったのではないだろうか。 十四日条)、当時の鎌倉幕府は京都楽人の動向に関してそこまで情報 た点を斟酌するに(【史料G】や『吾妻鏡』嘉禎二年(一二三六)二月 上洛させた段階では、 くは好方孫の好氏に伝受を依頼したと推察している。 た好継も建保五年(一二一七)に没している(以上 とする指摘がある。さらに中本は、好方は建暦元年(一二一一) 当該期『吾妻鏡』 多好方・好継の名が記録に留められているが での好方・好継に関しては誤記であり、 京都楽人を招致していた鎌倉 (あるいは源頼朝死没後、 泰時が被官人等を 『楽所補任』)こと 鶴岡八 おそら に、 **(**史 ま

鎌倉に下向し鶴岡放生会の舞楽を担った。 下向儀、 会に際する鎌倉下向を命じる 木工権頭被仰含好氏云々」(【史料G】)と、 向ではなく、あくまでも被官人等に和琴や神楽秘曲の伝受を命じている 重視されていた。しかし執権北条泰時段階では微妙に変化が生じてい 【史料E】には、 而好方近日可参向関東之由、 -向を以後常態化するために「両三年一度、 源頼朝段階では、 好方・好継がすでに没していることが判明すると、多好節・好氏 被官人等を通じての音楽受容を目指していた、と捉えられる。 閑可授彼曲之旨被載之云々」とある。中央楽人多好方の鎌倉下 泰時は被官人等を音楽受容のため上洛させていたが、 京都楽人の下向と御家人・鶴岡伶人への音楽伝受が 有其聞、 仍今日重而被遣御書於好方、 そして鎌倉幕府は京都楽人の 多好氏の三年に一度の放生 放生会之時可参仕之由、 た 以 だ 止 が

> この頃すでに景安は鎌倉に下向し定着しているため 補任』参照)、鎌倉での伝授であった。 伶人江久康に神楽伝受を行っている(『吾妻鏡』 きており、 でも彼らに 、 る 、 、 (—光氏-ところが、多好節・好氏は鎌倉に定着することはなく(「楽家系図 以後の鶴岡放生会や都市鎌倉での音楽儀礼においては、 ―光上の系統の活躍が、この北条泰時の時期より顕著になって 嘉禎三年(一二三七)、 「住関東」 などの注記はなく別系統の一族が鎌倉に定着して 中原景安が鶴岡御神楽のために鶴 嘉禎 (「楽家系図」 二年七月八日 中原景 『楽所 条)。 岡

安 15

的地位の安定化を目指したのであり、「8) 御所を若宮大路周辺へ移転させ、 着手し、京都の町割制度である丈尺制を導入している。また泰時は将 的な不安定性を克服するために進んだ、中世鎌倉の急速な都市整備事業 雄や馬淵和雄等がすでに指摘するように、(S) (SE) 貿易陶磁器の出土もこの時期から急増しており、鎌倉に流入する人・モ 速な経済発展と鎌倉幕府による積極的な人材登用の様相を語るもので、 にゑて、 急速に整備された。 辻子御所」)。泰時は将軍権力を自身の邸宅に抱え込むことで自身の政 が考えられる。 ていたと理解できる。 を取り決めるなど、恒常的に京都社会の音楽を受容することが目指され と進展をみ、 の動きに対応するために町場の整備が進展したのである。 以上、北条泰時段階での鎌倉幕府の音楽受容政策は、 ととのふるに子貢よりもはなはだし」は、 北条氏被官人への音楽教授の徹底や、 実際、 【史料C】傍線部② 嘉禄元年 (一二二五) かかる鎌倉幕府の音楽受容の要因として、 泰時邸宅の隣に置いている 都市鎌倉は執権北条泰時の時期に 「かの堺を聞くに、 執権北条泰時就任当初の に幕府は鎌倉街区の整備 先述の都市鎌倉の急 京都楽人の下向 源頼朝以来一 めぐみ柳 (「宇津宮 秋 政 Щ 時 段 期

政権都市にとって音楽は必要不可欠な要素である。【史料D~G】 で

う。 光氏 その活路を鎌倉に見出し下向したこともあろう。 あるように、 は鎌倉に定着した楽人中原景安であった。その背景には、 家の楽人ではなくなってきたのも、まさにこの時期なのである 都市鎌倉で音楽を担う楽人は、 による都市鎌倉の整備事業と連動したものと評価できる。 みた鎌倉幕府の音楽受容の積極的な姿勢と整備の進展は、 これまでの多氏と入れ替わるように、 -光上と続く鎌倉楽人として生きた彼らの系譜と活動を追ってみよ 京都音楽社会で困窮し楽人としての栄達を望めない者達が、 それまで京都から招聘されていた重代楽 鎌倉音楽の中核を担ったの 章をあらため、 執権北条泰時 【史料C】に それに加 (表①参 景安 え、

四 都市鎌倉の音楽と地下楽家中原氏

0)

中原光氏期

地下楽家中原氏の楽統形成と都鄙

1

かる。 と あ (§) 鶴岡八幡宮寺神楽にて同曲を唱っている(『吾妻鏡』)。「宮人の曲」 とが記録され が継承した多氏の楽統については、光氏が秘曲「宮人の曲」 係 安四年鶴岡八幡遷宮記』 狛氏の楽統継承にある。 ている。 景安の子光氏は、 舞楽にて左方舞の散手を光氏が舞う。 師弟関係を通じて左舞の楽統を継承したことになる。 光氏は中原姓をそのまま名乗り続けるため、 天福元年 (一二三三) 後者の注記に (『遷宮記』)、 楽家系図 「天福元年依将軍仰養之、 もともと狛氏は左舞を伝える重代の楽家で、 。 以 下 光氏の子光上も、 に摂家将軍藤原頼経の命によるものと分 『遷宮記』) 「狛系図 光氏は狛氏との擬制的親子関 では左方舞人に光氏の名が見 によると狛近真の猶子とな 建長五年 猶子、 猶子となった目的 実中原景康子 (一二五三) さらに、 一を唱ったこ とは 景安 弘 σ

> 多氏 光氏 頼経の命により中央楽人狛近真の系譜に連なって左舞を継承したことに なる。このような経緯をみるに、 に連なって右舞の継承を果たす。その後、景安の子光氏は摂家将軍藤 つまり、 となり 天下無双之秘曲」と評されるものである(『遷宮記』)。この秘曲が中原 意向のもとで左舞・右舞の舞楽を継承したと判断される 'の秘曲で、多好方が鎌倉に下向した時に唱い、 ―光上に伝えられていることは、 (「多氏系図」)、 鎌倉に下向した景安は、 楽統を継承したことを強く裏付けるのである。 鎌倉下向した楽人中原氏は、 前章で見た楽人の多景節 前章で検討した景安が多氏の養子 「神楽第一之秘 - 久忠の系譜 鎌倉幕府

秘本の 得られたことで、 楽人を記した 誉と面目」も積み重ねていったのである。 子中原光氏について、 ながらも、 る 11 力な楽家の狛氏・多氏の楽統を継承し鎌倉幕府の音楽儀礼において 積して楽書として保持し、 夫将監中原光氏」とある)。鎌倉楽人中原氏は、音楽に関する秘説を蓄 みえ、楽人中原氏の都市鎌倉での展開も垣間みえる。とりわけ景安の息 以降における都市鎌倉での中原氏の活動は顕著である。 、よう。 表①を参照するに、 系譜が記録されたのも、 『胡琴教録』 有安流の中原氏は、 [遷宮記] 「楽家系図 楽家を形成し家を存続させていくことができたのであ を所持する の楽人には中原光綱・中原光方・中原忠光の名や すでに指摘したように、 史料の僅少さを差し引いてもなお、 のなかに有安流の中原氏が楽家として認識さ また景安―光氏―光上と代を重ねる中で、 都市鎌倉でのかかる動向が大きく影響して 鎌倉に下向し、 (書写奥書にみえる秘本持主が「左近大 非重代の家柄ながらも、 鎌倉幕府のバックアップを 祖父有安の琵琶作法書で 系譜関係は不明 執権北条泰時 京都 有

ただし注意すべきは、 景安・久安の鎌倉下向によって、 楽家中原氏が

この段階より光氏―光上の系統が鎌倉に活動基盤を定めていったのであ する一族ネットワークの存在を見出すことも十分可能である まえるならば、楽家中原氏に、京―鎌倉間にまたがり移動して活動展開 る。 日条など)。光氏の子光上も同時期頃に鎌倉での活動徴証が確認でき、 動を開始している(『遷宮記』、『吾妻鏡』文永二年(一二六五)三月四 在京しており、 安息子にも「六条宮侍」で「土御門院武者所」に祗候する頼安がい は第二章で検討した中原有安息子の宗安―貞安の系統だけではなく、 その活動拠点をすべて鎌倉に移したという訳ではないことである。 (「楽家系図」)。また、光氏についても狛近真の猶子であった期間などは 楽人を記した「楽家系図」に光上―行上―宣上と記され続けた点も踏 中原俊元の系統が京都楽人として存続していた点や、また京都楽家 鎌倉後期から鶴岡八幡宮法会舞楽などで楽人としての活 それ 景 た

楽人を幕府は招聘し受け入れていったのである。 力であった中原氏は、 ではなく、不遇な楽人たちを吸収して都市鎌倉の音楽儀礼を担わせよう 府のバックアップと、こうした京都音楽社会で成功している重代の楽家 な左舞・右舞の舞楽両方を中原氏が継承したことは、その背後に鎌倉幕 統を築き上げてきた。とりわけ、宗教儀礼にともなう音楽で必要不可欠 代を重ねながら他氏の楽統を摂取しつつ地下楽家としてその 多氏といった有力な地下楽家とかかる関係を結び、 承されていく。だが、その関係は同じ一族内や血縁関係の比較的近しい とする幕府側の意向が看取される。 者同士で結ばれるものが大多数である。 勿論、 他の地下楽家でも擬制的親子関係・師弟関係を通じて楽統は継 その活躍の場を鎌倉に求めるとともに、こうした そうしたなか非重代の家柄で後進勢 しかし、 中原氏の場合は狛氏 景安―光氏―光上と 家

(2) 中原光氏と都市鎌倉・地域

を刻む木造弁才天坐像を鶴岡八幡宮寺の舞楽院に奉納した。 鎌倉に基盤を定めた楽人中原光氏は、文永三年(一二六六)の紀年銘

【史料H】木造弁才天坐像(鶴岡八幡宮所蔵)像底右脚部陰刻(®)

文永三年丙寅九月廿九日戊午

始造立之奉安置舞楽院

従五位下行左近衛将監中原朝臣光氏

的立場にいたことを示す。 えられており、寄進者である光氏が、鶴岡八幡宮楽所楽人のなかで主導えの弁才天坐像は音楽神として造像され舞楽院に奉納されたものと考

作法等の故実伝授者としてその儀礼復興に助力している様子が窺える。年(一二八六)の相模国大山寺での舞楽曼荼羅供会を実施するに際して、また、光氏の活動は鶴岡八幡宮寺式年法会の舞楽に止まらず、弘安九

【史料Ⅰ】「舞楽曼茶羅供私記大山」(奥書部分抜粋)

養之間、為当流故実写留之者也、依御流式真言院憲靜上人相談光氏等日記、今作法、就之被遂彼山出右作法者、弘安九年三月廿八日被供養相模国大山寺私記也、今作法

本之

正安二年・三年八月二日、於相州鎌倉赤橋辺越州禅閣之亭、挑残

金剛末資釼阿賞求

燈兮降筆畢

御判在

一交畢

野田左衛門などの名がみえ、鶴岡八幡宮寺に所属する楽人が舞楽等を担「舞楽曼荼羅供私記大山」で登場する楽人には大泉右近・辻三郎兵衛・

割を果たす。

事跡を知る上でとりわけ重要である。 事跡を知る上でとりわけ重要である。その弥勒像の光背に石造弥勒菩薩が今も残されている。その弥勒像の光背に石造弥勒菩薩が今も残されている。その弥勒像の光背返子市沼間)には、「みろく窟」と呼ばれるやぐらのなかまた、山岳寺院の面影を残す医王山神武寺(神奈川県また、山岳寺院の面影を残す医王山神武寺(神奈川県

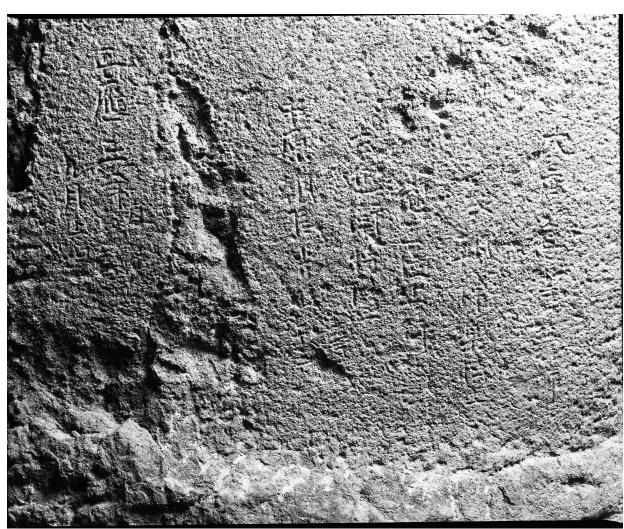
武寺所蔵)の光背刻印銘釈文(史料J)「石造弥勒菩薩坐像」(神奈川県逗子市:神

大唐高麗舞師

従五位上行

左近衛将監

正應三年庚 正應三年庚 中原朝臣光氏七十二



図版 神武寺石造弥勒菩薩坐像刻銘部分

との擬制的親子関係・師弟関係を通じて伝授されたものである。 るのである。 代で、多氏の右舞と狛氏の左舞の両方を相伝したことを如実に語って の右舞(右方)とが定められていた。この刻銘は、 する舞楽の左舞 麗舞楽師」について、 楽家中原氏の楽統形成の歴史とその帰結を物語るものである。 みるならば、その息子光氏も御神楽を継受したと考えられる。 本朝神楽博士」も、 【史料J】の弥勒像刻銘にある「大唐高麗舞師」「本朝神楽博士」 右舞は父景安(多久忠より伝授) (左方) と、 父景安が鶴岡伶人へ行った御神楽伝授の事例に鑑 法会などに伴う舞楽には、 新羅楽・百済楽・高麗楽を伴奏とする舞楽 から継受し、左舞は狛氏 唐楽と林邑楽を伴奏と 楽家中原氏が光氏の 「大唐高 また は

が有安―景安― 光氏とて侍るなる父とぞ申されし、いみじかりける物の上手也」とは、 にいたりて八座の営にほこりけるためし、 時期以降の都市鎌倉において、 蓄積してきたことが背景にあったと考えられる。それゆえ、執権北条泰 の京都楽人の家柄ながらも鎌倉楽人の道を選び、 むのである 大変興味深い資料であるが、 かかる景安―光氏と鎌倉で継続する楽家の発展と光氏の現状を記してい あることができたのであろう。 右舞の舞楽を含む楽統を継承し、有安以来の音楽故実などの秘事口伝を 様々な資料にみえる楽人中原光氏の鎌倉での活躍には、非重代で後進 そして【史料丁】 -光氏と代を重ね歩んできた楽統形成の歴史そのものを刻 は、 それだけではなく、 中原光氏の弥勒信仰の発露を示す意味でも 楽家中原氏が音楽儀礼で主導的な立場に 【史料C】傍線部③でみた「正道が高麗 かくやとおぼえ侍りき、 その光背に楽家中原氏 狛氏・多氏より左舞 いま

おわりに

た点を左にまとめる。 光氏を中心にその系譜関係と活動履歴を追ってきた。本稿で明らかにし、鎌倉に下向してきた地下楽家中原氏について、これまで有安・景安・

①非重代で後進の楽人という家柄であった中原有安は、 政治的失脚後に彼の楽人としての活動は史料上みえなくなる。 楽所預に補任され京都楽人として出世を果たす。しかし重代楽家では は民部大夫・飛騨守・筑前守と叙任され、 機関に属し、 官人としてのキャリアに注目するならば、 彼個人の音楽技能の高さによるものであろうが、楽人としての所職等 広範な人的ネットワークの形成と情報網を張り巡らせていた。 てその「名誉と面目」を積み、当時の京社会においても音楽を通じた 技能に優れた楽人であり、二条天皇・九条兼実・鴨長明等の御師とし ない彼の立場は、兼実の後ろ盾によって存続しているようで、 かつ琵琶の御師であるという立場が重要であった。 兼実のバックアップのもと 九条兼実の侍所という家政 笛 · 箏 これは 兼実の 琵琶 有安

②そもそも中原有安息子の系譜は大きく二つに分かれており、一つは宗金―貞安の嫡流系統で、中原氏の家の継承をして在京し続けた一族が安―貞安の嫡流系統で、中原氏の家の継承をして在京し続けた一族が安―貞安の嫡流系統で、中原氏の家の継承をして在京し続けた一族が

目」を積めず、家の継承・存続に困難をきたしていた状況にあった。③重代楽家ではない景安は、父有安の死後、京都楽人として「名誉や面

成功し、 うになってくるのである。(マム) るようになってくる。 重代の楽人を鎌倉に定着させ、 招聘され帰洛していたが、 の変化も関係しよう。従来では重代楽家の楽人多氏が音楽儀礼の際に を積むことができたのである。 舞を伝えられた。彼は「右舞人一者」「鎌倉一者」という名誉と面目 都楽人が鎌倉に下向する。果たして景安は新天地の鎌倉で楽人として 飛躍的に進んだ。こうした両者の思惑もあり、 将軍擁立と執権北条泰時就任以後、 景安は楽人としての活路を鎌倉に見出し、また鎌倉幕府も藤原頼経 上昇を果たしたのである。このことは、 また多久忠との擬制的親子関係を通じてその楽統を継承し右 この頃より、 執権北条泰時段階から中原景安のような非 楽統の継承や幕府の音楽儀礼を担わせ 景安は新天地の鎌倉で楽人として成功 都市鎌倉の整備や音楽受容政策が 鎌倉幕府は自前の楽人を擁するよ 鎌倉幕府の音楽受容政策 景安をはじめとする京

④こうした地下楽人中原有安―景安の動向と鎌倉幕府の音楽受容政策を にあるように、 様々な資料にみえる楽人中原光氏の鎌倉での活躍には、 踏まえることで、 の楽人としての地位を築いてきた歴史は、 主導的な立場にあることができたのである。 の中央楽人の家柄ながらも鎌倉楽人の道を選び、 より成り立っていたのである に執権北条泰時期以降の都市鎌倉において、 を蓄積してきたことが背景にあったのである。これにより 「楽家系図」 右舞の舞楽を含む楽統を継承し、有安以来の音楽故実などの秘事口 中原氏は楽家として認識され、 はじめて鎌倉楽人中原光氏の重要性が際立とう。 鎌倉幕府のバックアップに 楽家中原氏が音楽儀礼で 有安流の地下楽家中原氏 そして記録され、 狛氏・多氏より左舞 非重代で後進 さら

> 図 幡宮寺舞楽院奉納の木造弁才天坐像や神武寺の弥勒像、 後、 域に根付き今日まで至ったと考えられる。 地位は鎌倉幕府の消長と軌を一にするが、 光氏の由緒などに鑑みるに、有安流の楽家中原氏は、 蔵の「相模国三浦郡医王山神武寺御縁起」(近世後期) た歴史的過程の裏返しなのであろう。それでも、今も残り続ける鶴岡 いく。それは、 もはや中央において有安流の地下楽家中原氏の記録は残されなくなって 鎌倉幕府とともに歩んだ有安流の地下楽家中原氏は、 には光上以降も行上―宣上と系譜が連なることを記してはいるが その楽人としての活動を史料上追うことが出来なくなる。 鎌倉幕府のもとで鎌倉楽人の家としての地歩を築いてき その存在自体は鎌倉という地 その楽人としての 鎌倉幕府滅亡以 に記される中 そして神武寺所 「楽家系 原

幕府政治史のなかに音楽の受容を定位する作業は今後必須であろう。 ちの音楽受容との関わりなど、 家中原氏を対象に取り上げ、その基礎的考察を重ねてきた。 なる課題としてここに掲げ、 の下向してきた地下楽人の動向や、鎌倉幕府の音楽受容政策と御家人た 0) の四点を明らかにし得た。基礎研究が極めて乏しかった鎌倉の地下楽人 動向について、 中世都市鎌倉に下向してきた地下楽家中原氏を事例に、 本稿では比較的多くの史料に恵まれた有安流の地下楽 大方の御叱正を賜れば幸いである。 論じ残した点は少なくない。 本稿では上述 とくに鎌 ただし、 他 次

註

- (1)『鳥別上系三禄』建入二年十一月二十一日条・同年十二月十九日条(1)『吾妻鏡』建久二年十一月二十一日条・同年十二月十九日条
- (2)『鶴岡社務記録』建久二年十一月二十一日条
- 礼」を開催した。現在まで伝わる鎌倉と周辺地域での宗教儀礼や芸能が、本来(3)こうした視座に立ち、当館では二〇一八年秋期特別展「鎌倉ゆかりの芸能と儀

散していく様子を、文献・民俗・美術・考古などの豊富な資料から提示した。 を問う視点とはやや異なり、 本稿は先の特別展でテーマとした多様なモノ資料から儀礼や芸能の伝播と継承 や鎌倉幕府との関わりについて十分に展示の中で言及することができなかった. ただ惜しむらくは、中世前期の部分で、鶴岡八幡宮寺の相撲人や京都から鎌倉 は京都にルーツを持ち、中世都市鎌倉の成立とともに伝播し、周辺地域へと拡 へ下向してくる楽人・舞人の存在を示すことができたものの、彼らの存在形態 人を通じて先の課題にアプローチするものである。

9

 $\widehat{10}$

- 4 中世都市鎌倉の音楽受容に関する研究に、荻美津夫「鎌倉幕府と雅楽-地下楽家との交流を中心に―」((『国語国文』七八、二〇〇九年)、ともに同『宮 について」 (大隅和雄編『鎌倉時代文化伝播の研究』吉川弘文館、一九九三年) 研究』(吉川弘文館、二〇〇七年)に所収))、同「鎌倉時代における舞楽の伝播 幡宮を中心に─」(『雅楽界』五四、 八幡宮の音楽―」(『中世文学』五九、二〇一四年)などがある 廷御神楽芸能史』(新典社、二○一三年)に所収)、磯水絵「関東の雅楽─鶴岡 をはじめ、中本真人「鶴岡八幡宮の二季の御神楽―王朝文化東国伝播に関する ||考察─||(『駒場東邦研究紀要』三六、二○○八年)、同「北条泰時と神楽歌− 一九七八年(のちに同『古代中世音楽史の —鶴岡八
- 5 岡田清一「鎌倉幕府と二所詣」 政治的状況―』法蔵館、二〇〇九年) ○六年)、上横手雅敬 「源頼朝の宗教政策」 同 『鎌倉幕府と東国』続群書類従完成会、二〇 など。 同 『権力と仏教の中世史―文化と
- 6 武士と琵琶の文化圏」(福田豊彦・関幸彦『「鎌倉」の時代』山川出版社、二〇 南関東中世史論集四、 「鶴岡の舞楽」 同 社会福祉法人光友会、一九九五年)、豊永聡美「鎌倉 『鶴岡八幡宮の中世的世界―別当・新宮・舞楽・大工
- 7 例えば、中世学研究会編『幻想の京都モデル』(高志書院、二〇一八年)では 捕捉するため、文献・考古・民俗・美術の分野からシンポジウムが組まれ論文 京都モデルがどのように地域社会に受容されたのかを、そのプロセスと実像を
- 8 地下楽人・楽家の定義については、 荻美津夫『平安朝音楽制度史』(吉川弘文館

- ○三年)、猪瀬千尋「地下楽家の説話生成と理論構造─『教訓抄』を中心として ─」(『論究日本文學』九○、二○○九年)などを参照 一九九四年)、高橋秀樹「『文机談』にみる音楽の家」(『日本文学』五七、二〇
- 中原光氏を取り上げた主な研究に、赤星直忠「中原光氏の墓窟」 学の研究』有隣堂、一九八〇年)、湯山学「鶴岡の舞楽」 史博物館:特別展示図録、二○○四年)などがある。 世的世界』私家版、 一九九五年)、 『湘南の古刹 神武寺の遺宝』(神奈川県立歴 同 『鶴岡八幡宮の中 同 『中世考古
- 録、二〇一八年) 所収の拙稿 なお本稿は、 とに重きを置いている 本稿では音楽を受容する鎌倉幕府側の意図と絡めて中原氏の動向を検証するこ る箇所もあるが、地下楽家中原氏の系譜を辿ることに注力した前稿とは異なり 地下楽家中原氏関係資料を増補・補訂したものである。 『鎌倉ゆかりの芸能と儀礼』 「中世鎌倉の成立と地下楽家中原氏」をベースと (神奈川県立歴史博物館:特別展示図 前稿とやや重複す
- $\widehat{11}$ 荻前掲註(4)論文、岡田前掲註(5)論文、上横手前掲註(5)論文など。 また鶴岡八幡宮寺を中核とした音楽受容の概要については拙稿「コラム 別展示図録、二〇一八年)を参照 鶴岡八幡宮寺の「場」」 (『鎌倉ゆかりの芸能と儀礼』神奈川県立歴史博物館 中世 11.特
- 12 『吾妻鏡』文治四年三月十五日条・建久元年八月十五日条。
- 14 $\widehat{13}$ 前掲註(1)史料
- 前掲註(2)史料。
- 15 『吾妻鏡』建久四年二月七日条・三月三 三日条
- $\widehat{16}$ 山口隆介「東大寺の鎌倉再興をめぐる信仰と美術」 史博物館:特別展示図録、二〇一二年)。 (『頼朝と重源』奈良国立歴
- 17 源頼朝の上洛と音楽受容の関係について、磯水絵前掲註(4)論文を参照
- $\widehat{18}$ る。 藤原維成」とあり、 月中旬書写之、当時現在舞人・楽人、以多久経・狛光栄等説書継之、 「楽家系図」『図書寮叢刊 伏見宮旧蔵楽書集成三』。同系図奥書に「正和二年五 。書写年より後に生まれた舞人・楽人は書継がれており、 現在知られている楽人の系譜史料としては最古のものであ 朱筆による異本校 左近中将

合の箇所も散見される。

- (1) 「貴人と楽人―中原有安略伝―」(『東洋音楽研究』五三、一九八九年)
- (2)「中原有安」(『日本音楽史研究』三、二○○一年)。
- と)。 叢』一五、一九九八年)や、『鴨長明とその周辺』(和泉書院、二○○八年)な (2)「『胡琴教録』の「筑民部」は誰か―長明作者の可能性をめぐって―」(『飯山論
- 任じられている(「本朝世紀」『国司補任』五)。 有安の詠歌が『千載和歌集』に採録された際、「内蔵助中原頼盛」が阿波守にる。頼盛について、久安四年(一一四八)に「従五位上中原頼盛男」と記載されて安の詠歌が『千載和歌集』に採録された際、「内蔵助中原頼盛男」と記載されてり、国学院編『校訂増補五十音引勅撰作者部類』(六合館、一九○二年)では、中原

孝時も申されき、
孝時も申されき、
発時も申されき、
とのながれをば飛騨守中原有安とて、楽所預にて侍りし人、給はりにけり、そのながれをば飛騨守中原有安とて、楽所預にて侍りし人、給はりにけり、

人につきて、きよくをはらひふをつたへ了」とし、「かの人につきて、明月夜深竭員をしへさつけられ了、おほはらの尾張殿といふはすなはちこれ也、予この集成二』)では、「尾張守為遠、基綱かむこ也、其女子を外祖父為猶子て、曲調間で齟齬が見られ、『胡琴教録』上「師伝相承」(『図書寮叢刊 伏見宮旧蔵楽書のお、大原尾張尼からの桂流秘説伝受については、『文机談』と『胡琴教録』の

る。『教訓抄』巻第四(『続群書類従』第十九輯上)に、戸部氏との相承関係が見え

<u>25</u>

- 研究資料館の新日本古典籍データベースを閲覧・利用した。(26)「奏箏相承血脈」(写、宮内庁書陵部所蔵)。資料の画像データについては国文学
- 「琵琶血脈」(『図書寮叢刊 伏見宮旧蔵楽書集成一』))

27

(28) 『胡琴教録』上「手」。

ふるき人のいはく、石上流泉は手をひけ、楊真操は程をひけといへり、この 「有女」 「大大人していはく、をはり二返引ところあり、その、ちのたひのをはりに臨 ひたんしていはく、をはり二返引ところあり、その、ちのたひのをはりに臨 ひたんしていはく、をはり二返引ところあり、その、ちのたひのをはりに臨 ところもひくへし、しかるにこのきよくのてい、口不聞ぬ程にてをはりたる ところもひくへし、しかるにこのきよくのてい、場真操は程をひけといへり、この こそ、かの大常博士かつくりけむ本意とおほゆれ、輪説はひとへにいまのあ こと、

(29) 前掲註 (23) 『勅撰作者部類』

30

『古今著聞集』巻四「文学」(『増補改訂

国史大系 一九』)

有安が座のすへにありけるに、入道朗詠すべきよしをすゝめければ、第一第出さぬけしきにて程へければ、満座興さめてけり、あまりにすみて侍ければ、にて当座の詩を作りけるに、みな人は作りいだしたりけるに、敦周朝臣案じ少納言入道信西が家にて人ぐくあつまりて遊びけるに、夜深催管弦と云う題

- 違なきにや、くりたりける、殊にその興ありて人々感歎しけり、かの朗詠のこゝろいと相くりたりける、殊にその興ありて人々感歎しけり、かの朗詠のこゝろいと相敦周朝臣やがて作りいだしたりけり、龍吟水暗両三曲、鶴唳霜寒第四聲とつ二絃索々といふ句を詠じたりけり、この心自然に此題によりきたりけるにや、
- 他二条院との問答記事が散見される。 しかくしのまへまいる」とあり、琵琶の調律について問答が交わされる。その(31)『胡琴教録』上「調比巴」に「師説云、故二条院御時、予初参、めしによりては
- (32)『中世仏教歌謡集下』(古典文庫、一九七〇年)に所収。「弾偽褒真抄」のなかで(32)『中世仏教歌謡集下』(古典文庫、一九七〇年)に所収。「弾偽褒真抄」のなかで(32)『中世仏教歌謡集下』(古典文庫、一九七〇年)に所収。「弾偽褒真抄」のなかで
- 明との師弟関係が窺える。と」(三弥井書店、一九九六年)には故筑州(中原有安)の教えが記され、鴨長と」(三弥井書店、一九九六年)には故筑州(中原有安)の教えが記され、鴨長(33)『無名抄』「千載集に予一首入るを悦ぶ事」「歌仙を立つべからざるの由教訓のこ
- (3)「浅野忠允氏旧蔵厳島文書」(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、一九七八年)に所
- については論拠不十分であり首肯できない。四年)に詳しい。ただし、同論文での『玉葉』記事にみえる「或人云」の評価四年)に詳しい。ただし、同論文での『玉葉』記事にみえる「或人云」の評価出する「或人云」に関する一考察」(『愛知学院大学教養部紀要』五一、二〇〇(35)中原有安による九条兼実への情報提供の有様については細川兼睦「『玉葉』に頻
- 莖』六、一九八九年)。 (36) 小松茂美「右兵衛尉平朝臣重康はいた―「後白河院北面歴名」の出現―」(『水
- か」との返答は、「重代」という点にこそ忠通の意識の重きが置かれていたと推の細かな修繕方法を記す。有安の修理所見に対する九条忠通の「重代のさいくに認識されていた。中原有安も『胡琴教録』「直悪音〈付修理〉」において琵琶(37) 楽人が楽器の修繕に通暁していたことは諸楽書でも伺え、当時の社会でも一般

察される。

- 田前掲註(19)論文)。 (38) なお石田百合子は有安の没年を筑前守在任中の建久七年頃と推定している(石
- (39)猪瀬前掲註(8)論文。
- (40) 高橋前掲註(8) 論文。
- 和泉書院、二〇〇七年)を参照。(41)福島和夫「貞永元年楽人交名「将軍家注進位階」について」(同『日本音楽史叢)

 $\widehat{42}$

「楽所補任」(『群書類従』第四輯)

 $\widehat{43}$

- (4) 今村前掲註(22) 論文。以下本文おける今村の見解はすべて該当論文に拠る。
- (46)『明月記』建仁元年八月三日・九月十三日条、建仁二年正月十三日条など
- (46)「月詣和歌集」(『続群書類従』第十四輯上)
- 47 なお ただし、 中世史』みすず書房、二〇〇三年)) と解する山田孝雄や五味文彦の指摘もある 相馬万里子の批判もある(森下前掲註(21) 古典保存会、一九四二年) いずれにせよ『胡琴教録』の詳細な分析は、 『胡琴教録』の編纂背景については、 『胡琴教録』の編者を鴨長明とする今村の見解に対しては、森下要治 五味「芸の伝承と家―楽書の展開―」 景安が鎌倉下向に際して著したもの 山田 研究上今後の大きな課題であろう 諸論文、 解説 相馬前掲註 (複製『胡琴教録』下 <u>20</u> (同『書物の 論文。
- 「新夜鶴抄」(『図書寮叢刊 伏見宮旧蔵楽書集成三』)

<u>48</u>

- (49) 高橋前掲註 (8) 論文
- 「吉野吉水院楽書」(『続群書類従』第十九輯上)。

50

- リ、返々秘事々々也、 詮ノ二王講ニ吹レタリケルニ、景康笛ヲヤメテ感申サレタリ、又林歌ニモ有詮ノ二王講ニ吹レタリケルニ、景康笛ヲヤメテ感申サレタリ、又林歌ニモ有一、五常楽急ニサテアラムカテト云ヿアリ、藤井中納言実範・綾小路僧正実
- 絲竹口伝」(『群書類従』第十二輯)の「論説之事」(記事抜粋!

- 入道師末ノ流ニハ、三曲ノ後ニヒキタリトイハレタリ、サレバ秘蔵歟、ヒカレタリケルニ、景康笛ヲ吹ズシテ感ジケリ、カヘスパ〜モ秘事也、三位クナリ、林歌ニモアルヤラン、藤井中納言実範・綾小路僧正実詮、山王講ニ(前略)其中ニ五常楽ノ急ニ秘事ナシ、是ハサテト思フトキ、奥ノ手ヲ三反ヒ
- (5) 詠歌の解釈に関しては、全掲註(2)岩佐『文机談全注釈』を参照した
- (52)「多氏系図」(『続群書類従』第七輯上)。
- (53) 湯山前掲註 (9) 論文。
- 原景安は多氏との擬制的親子関係を通じて右舞を継承したことになる。本来、左舞は楽家狛氏が、右舞は楽家多氏が伝えていた。「多氏系図」より、中新羅楽・百済楽・高麗楽を伴奏とする舞楽の右舞(右方)とが定められていた。(54) 法会などに伴う舞楽には、唐楽と林邑楽を伴奏とする舞楽の左舞(左方)と、
- (5) 『吾妻鏡』嘉禎三年七月八日条。
- (56) 中本前掲註(4)書。以下本文における中本の見解は本書に拠る。
- 弘文館、二○一○年)などを参照。 | (57) | 秋山哲雄『北条氏権力と都市鎌倉』(吉川弘文館、二○○六年)、同『都市鎌倉の中世史』(吉川弘文館、二○○六年)、同「鎌倉と鎌
- 研究の成果が収録されている。 サル』七一六、二〇一八年)を参照。本書には考古学における最新の都市鎌倉(58) 馬淵和雄「総論・鎌倉における中世的風景の成立と展開」(『月刊考古学ジャー
- (59) 秋山前掲註 (57) 論文。
- (60) 馬淵前掲註 (58) 論文。
- (61) また執権北条泰時期における宗教儀礼・祈祷については、泰時段階での鎌倉陰(61) また執権北条泰時期における宗教儀礼・祈祷については、泰時段階での鎌倉陰(61) また執権北条泰時期における宗教儀礼・祈祷については、泰時段階での鎌倉陰(61) また執権北条泰時期における宗教儀礼・祈祷については、泰時段階での鎌倉陰(61) また執権北条泰時期における宗教儀礼・祈祷については、泰時段階での鎌倉陰(61) また執権北条泰時期における宗教儀礼・祈祷については、泰時段階での鎌倉陰(61) また執権北条泰時期における宗教儀礼・祈祷については、泰時段階での鎌倉陰(61) また執権北条泰時の一連の政策を推察することは十分可能であろう。

- 事は『吾妻鏡』等でみられなくなる。 ていた。中原景安の御神楽相承以後は、幕府による多氏の招聘や神楽伝授の記(62) 前掲註 (55) 史料。それまで鶴岡伶人への御神楽伝授は重代楽家の多氏が行っ
- 「狛系図」(『続群書類従』第七輯下)

 $\widehat{63}$

- 「弘安四年鶴岡八幡遷宮記」(『続群書類従』第三輯上)
- 京都楽人として字売した変元売り『吾妻鏡』建長五年八月十四日条。

 $\widehat{65}$ $\widehat{64}$

- 照。(66)京都楽人として存続した俊元流の動向については、福島前掲註(40)論文を参
- かかる動向は、地下楽人の例だけではなく、鎌倉期の陰陽師でも同じ傾向が見

67

(6)銘文については、内藤浩之「弁才天像(鶴岡八幡宮)」(『日本彫刻史基礎資料隼られる(赤澤春彦『鎌倉期官人陰陽師の研究』吉川弘文館、二〇一一年)。

鎌倉時代 造像銘記編第十巻』中央公論美術出版、二〇一四年)を参照

成

- の御教示を得た。記して御礼申し上げる。前掲註(8)書ともに両書の存在について当館学芸員神野祐太氏(中世美術史(9)根立研介『日本の美術三一七 吉祥・弁才天像』(至文堂、一九九二年)を参照
- (70) 「舞楽曼荼羅供私記大山」(金沢文庫文書二八八函四八)については、鈴木良明(70) 「無楽曼荼羅供私記大山」(金沢文庫文書二八八函四八)については、鈴木良明
- 示図録、二○一八年)の列品解説を参照。録、二○○四年)、『鎌倉ゆかりの芸能と儀礼』(神奈川県立歴史博物館:特別展録、二○○四年)、『鎌倉ゆかりの芸能と儀礼』(神奈川県立歴史博物館:展示図(7)釈文については『湘南の古刹 神武寺の遺宝』(神奈川県立歴史博物館:展示図
- (72) 前掲註 (55) 史料
- (73) 前掲註(71)神武寺展図録の列品解説を参照。
- 宗教音楽儀礼の整備と担い手の楽人を擁すことが志向され、とくに北条泰時期倉に見出したこと、②武家権門としての地歩を築きつつある鎌倉幕府にとって重代の後進の家柄であるが故に不可能であった楽人としての活路を、景安が鎌(4) 中原景安の鎌倉下向の理由について、本論では、①京都音楽社会のなかでは非

動についての比較分析は後考を期したい。鎌倉・京での両音楽社会と楽人の活反映させて検討することはできなかった。鎌倉・京での両音楽社会と楽人の動向を点を置いたものであるため、当該期における京都音楽社会と京都楽人の動向を点を置いたものであるため、当該期における京都音楽社会と京都楽人の動向を点を置いたものであるため、当該期における京都音楽社会と京都楽人の動向をがった。

(75) 前掲註(71)神武寺展図録の列品解説を参照。

(76) 豊永前掲註 (6) 論文。

(付記)

御礼申し上げる。

楽書類の史料調査に際しては宮内庁書陵部の御高配を賜った。記して